平成２８年（フ）第９９４号
京都市山科区御陵血洗町１番地５　メゾン村上Ｉ　302号室、前住所京都市山科区勧修寺御所内町66番地
破産者　源田　耕一
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６９号
京都市中京区壬生朱雀町29番地５　ルミエール沼田106
破産者　下坂　侑生
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３５号
京都府宇治市広野町尖山４番地の897
破産者　川上　　崇
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
広島市佐伯区観音台１丁目23番10号
破産者　大野　秀司
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３号
広島市佐伯区観音台１丁目23番10号
破産者　大野　加恵
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４号
福岡県直方市大字下境458番地１　メゾン下境Ｃ一202号
破産者　川崎　泰史
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３０５号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目29―22　下村アパート102、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市上荒田町２番１号（Ａ＆Ｔビル603号）
破産者　舞田　洋子
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
鹿児島県鹿児島市吉野２丁目27番12号
破産者　木場　宏樹
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江583番地２　ＣＲＥＡ　Ｂ
破産者　山城　和彦
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２２号
岩手県二戸市堀野字長地93番地６、前住所岩手県九戸郡軽米町大字晴山第20地割117番地５
破産者　古舘　英二
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第１００４号
埼玉県白岡市篠津1962番地16
破産者　山崎　智記
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６５号
静岡県牧之原市新庄2705―３、開始決定時住所静岡市清水区追分３丁目３番30号　追分グリーンハイツ３Ｂ
破産者　北川　和彦
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９９号
札幌市豊平区旭町２丁目１番12―502号
破産者　鈴木　榮子
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２５６号
札幌市中央区円山西町９丁目４番３―303号
破産者　相馬　誠一
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条南３丁目３番地28
破産者　青木　一磨
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５５号
北海道阿寒郡鶴居村鶴居東６丁目21番地３
破産者　寺島　康史
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６０６号
宮城県多賀城市鶴ケ谷２丁目19番５―303号
破産者　畠山　幸子
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７２号
福島県郡山市富久山町久保田字梅田39番地の１　ネオグランデ郡山208号
破産者　奈良　一彦
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係